平成２２年（フ）第１３５号
さいたま市見沼区東大宮５丁目59番地15　コーポＨＡＲＡ　№２　202号室、申立時の住所さいたま市見沼区大字小深作50番地１　すずらん荘６号室
債務者　由井　正隆
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８１３号
岐阜市西改田村前108番地
債務者　佐藤　民子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２３号
岐阜県各務原市尾崎西町３丁目１番地尾崎団地Ａ７棟715
債務者　松尾　房子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４８号
岐阜県各務原市蘇原青雲町５丁目55番地３
債務者　加納　直行
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７６号
熊本市上南部１丁目４番50号　サンビレッジ上南部Ａ―101
債務者　古賀　英美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５１号
岩手県気仙郡住田町世田米字小股119番地
債務者　紺野　由美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５５号
盛岡市本宮字鬼柳234番地９
債務者　浅沼　隆太
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６３号
盛岡市東新庄２丁目10番28号　カサブランカＣ―２号　熊谷方、住民票上の住所盛岡市湯沢南２丁目14番24号
債務者　小入羽敏子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７７号
盛岡市下鹿妻字北32―11　レオパレスシャールポンドＢ―107、住民票上の住所岩手県釜石市上中島町４丁目６番14号
債務者　那須　　茂
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８６号
岩手県陸前高田市気仙町字中井７番地１
債務者　菅野　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８７号
岩手県紫波郡紫波町桜町字中屋敷37番地19　コーポ遠藤202号
債務者　打田　啓子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１３号
福岡県京都郡苅田町尾倉１丁目７番地19
債務者　大田かつ枝
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第６４８号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷467番地３
債務者　大坪　　綾
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７００号
長崎県長崎市平野町８番17―102号、旧住所埼玉県さいたま市大宮区高鼻町２丁目268番地12
債務者　佐々田しのぶ
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７号
長崎県長崎市大浜町846番地53
債務者　岡村　隆弘
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７号
長崎県長崎市文教町１番17号　ニシセン３文教303号、旧住所長崎県長崎市城栄町10番８号　永田アパート102
債務者　冨田景二郎
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９号
長崎県長崎市小峰町４番３―902号
債務者　西田由美子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　長崎地方裁判所民事部破産係